

週刊センターニュース No.42



第42号(2004年12月27日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

新春の共同学習会のお知らせ

第53回 日時: 1月6日(木) 16:20~17:50

場所: 角間キャンパス総合教育棟2階会議室

テーマ: 「学生のボランティア活動への支援について(仮題)」

担当: 青野透(大学教育開発・支援センター) 安田純子(学生部課外活動支援課)

趣旨: 本学は平成16年度の年度計画に、ボランティア相談窓口の設置を謳っており、年度内の設置に向けて準備が進められている。この度、大学における学生ボランティア活動のあり方を検討するために、平成16年12月17日開催の「平成16年度学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」(於: 東京国際交流館)に本学から2名が参加した。国公私の大学・短大におけるボランティアセンターの教職員を中心として、集まった学生を含む200名以上が、各分科会等において活発な議論を交わした。先行する他の高等教育機関から学ぶことが多くあり、それらの成果を本共同学習会において報告する。ボランティア活動、課外活動、学生支援、さらには広い意味での学生教育に関心のある方々と認識を共有し、平成17年を本学における「ボランティア元年」と位置づけるきっかけとしたい。(青野)

2004年度法学部FD研修会に参加して

12月14日(火)に法経棟第1会議室で行われた法学部のFD研修会に、当センター教員3名(青野、西山、堀井)が参加した。東川浩二助教授による「法学概論」における授業内容・方法の改善取組の実践例報告を中心とした研修会の内容については、法学部FD委員会がまとめる報告書に委ねたい。以下、参加の感想、および今後のFDのあり方についての提言を記すこととする。

まず、全体としての印象を述べておきたい。法学部として第三回のFD研修会とのことであったが、法学部教員時代にFD委員会設立のための小委員会の座長であった私にとって、授業改善に向けて法学部の取組がはっきりと始まっていることを全学に報告できることは、うれしい限りである。第一回のFD研修会が、本学工学部におけるFDの実情について報告を聞くというものであったことを思い起こせば、自らの学部授業を俎上に上げ、授業改善に向けた実質的な議論を行った点で、隔世の感がある。

次に、対象とした授業が「法学概論」であったことに注目したい。東川教員はこの科目の内容、授業方法そして成績判定結果を詳細に報告されたが、この科目はその内容および担当者について、法学部で20年近く試行錯誤が続けられてきた科目である。法学部のほとんどの専門科目にあっては、教える内容についてスタンダードは設定可能である。とくに実定法科目では、定評ある司法試験用の教科書を見れば、教えるべき項目は確定できる。また、担当者はその分野の研究者であるから採用されたのであり、他の教員が担当することはありえない。

しかし、「法学概論」はその項目や内容は担当者が変われば一変する。担当者は、本学法学部の場合には過去、オムニバスで数多くの分野の教員が担当する、ある程度大括りにして3~4名で担当する、そして今回の東川教員のように一人で担当する場合もあった。他大学でもこれと特定できる内容、担当者形式はないと推測できる。担当者について、どの大学の法学部でも「法学概論」のみの担当として採用されることはありえず、東川教員も英米法の専門家として採用されたのであり、「法学概論」の

授業担当は他の教員と同じ程度に想定内のことであっても、あくまでもその専任でないことは言うまでもない。

12月20日に出された中央教育審議会の『我が国の高等教育の将来像（中間報告）』では、「学士課程教育の充実のため、学問分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結びつけることが求められる」と指摘している。法学分野も例外ではない。法学部コア・カリキュラムにおける「法学概論」的なものの位置づけ・内容の吟味は、今後、必須のものとなる。金沢大学法学部でこの科目は、1年生が初めて受講する法学部の講義であり、他の専門科目への導入科目として位置づけられ、しかも事実上必修に近い履修となっている、という特色を持つ。これからの法学教育を考えるにあたって、どのような「法学概論」にするのか、具体的には誰が何を教えるのかが、重要になってくる。今回の東川教員の報告は、個人の取組とはいえ、「法学概論」のあり方について学部全体で検討するさいの、格好の材料を提供したものと評価できる。

また、報告に続いて行われた質疑応答において、若手教員を中心に非常に活発な議論が展開されたことも高く評価したい。着任そろそろの教員が自らの授業での取組を交え、先輩教員への注文を含めて、授業改善のための提言をされた。ファカルティとしての教育改革のためには、若手が文字通り自由にものが言えることは、必須の条件である。これまでの教育内容・教育方法に問題があるとの認識に基づいてのFDであり、欠点を相互に率直に指摘しあい、常に新しい発想を取り入れて初めてディベロップメントといえる。

FDはその初期の取組においてどこでも、例えば、15回の授業をきちんとする、教員自身が遅く来たり早く帰ったりしてはならない、休講をしてはならない、どうしても休講をする場合は補講をする、教科書を読み上げるだけでは授業とはいえない、板書を写させるだけでは授業ではない、などという、恥ずかしくてとても外部には出せないような事項の確認から始まった。その後、新しい段階に入り、FDの結果として、学生が理解できているかを確かめながら授業を進める、学生に考える時間を与える、等の工夫が、シラバスを見る限りでも確認できるなどの成果が見られるようになってきている。法学部若手教員の様々な発言からは、本学法学部でもすでにFDが次の段階に入っていることを当然の前提としていることがうかがえ、頼もしく思った次第である。

さて、法学部の今後のFD研修について、以下の3点を注文しておきたい。

1. こうしたFDを単発的なものとして終わらせることなく、最低でも年に複数回、実施することを望みたい。議論を続けることが肝心である。

2. 当日の議論でも指摘しておいたが、FDとしてどこでも実施されている、教員相互の授業参観の実施を試みていただきたい。3年以内にすべての教員が授業公開をするという本学教育学部の実践例は、参考になるだろう。

3. 学生による授業評価結果を分析し学生に公表する、それぞれの教員がその結果を授業改善に生かすために何が必要かを教授会において確認する、等の学生による授業評価の積極的活用に向けた取組を期待したい。これも多くの大学で取り組まれていることである。

なお、今回の法学部FDには法務研究科の専任教員も出席されていた。法務研究科は、法律によって「少人数による密度の高い授業」「厳格な成績評価」を義務付けられており、「教員の教育上の能力の向上」という文言まで法律にある。当センターは評価システム研究部門を中心に、日弁連法務研究財団による委任経理金で、法科大学院の認証評価のあり方などの研究を進めている。また、本年度の学長戦略的経費事業として平成17年3月5日(土)には、「法科大学院の将来と認証評価(仮題)」と題するセミナーを金沢市文化ホールで開催予定である。専門職大学院のFDが、今後いずれの分野においても、学部の学士課程教育におけるFDに大きな影響を与えることになると予想され、法科大学院と法学部とのFDの連携はその嚆矢となる。本学においても両部局が積極的にそうした試みを始められることを期待し、また当センターもそれに十分協力できるような情報収集等を行っていることを付記しておきたい(青野)。